

水産庁建設工事等競争契約入札心得

(目的)

第1条 水産庁所掌の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を別添1の入力画面上において作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項本文の規定により、入札保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第4号）を添えて提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金に代わる担保として国債を提供する場合には、あらかじめ、当該国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書（様式第5号）を添えて提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金に代わる担保が銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証である場合には、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 第1項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が保険会社と入札保証保険契約を結んだことによる場合には、入札参加者は、契約担当官等が指示するときまでに当該入札保証保険契約に係る証券を提出しなければならない。

6 第1項ただし書きの場合において、入札保証金の納付が免除された理由が銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による契約保証の予約を受けたことによる場合には、入札参加者は、契約担当官等が指示するときまでに当該契約保証の予約に係る証券を提出しなければならない。

7 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後に保管金払渡請求書（様式第6号）（入札保証金に代わる担保として国債を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第7号））の提出を受けた後にこれを返還するものとする。

8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が

契約を結ばないときは国庫に帰属する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(様式第1号)を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システムによる入札参加者は、別添2の入力画面上において入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受領しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は、特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

5 第3項の入札書は、入札日の前日(特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻)までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状(様式第2号)を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には、受任者の使用印を押印するものとする。

8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10 入札参加者は、次の各号の一に該当する者をその事実があった後2年間入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第8号)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができ

る。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を別添3の入力画面において作成の上、電子入札システムにより提出するものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第3号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (9) 入札時刻に遅れてした入札
- (10) 「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の1、「公募型指名競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第927号大臣官房経理課長通知）の記の第1及び「工事希望型競争入札方式の実施について」（平成18年3月17日付け17経第2264号大臣官房経理課長通知）の記の1に定める工事（工事費内訳書の提出が義務付けられている工事）において、入札時に工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求めた

入札において、内訳書を提出しない入札

(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第8号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として、2回とする。3回目以降の入札は、執行状況等を総合的に勘案し判断するが、原則として予算決算及び会計令第99条の2による随意契約は行わない。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

3 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（建設工事等の請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第9条 水産庁所管に係る建設工事等の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約については、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合

(2) 製造その他の請負契約（農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領（平成12年12月1日付け12経第1859号）別表1の業種別区分表2測量・建設コンサルタント等契約の業種区分1～7までに掲げる業種を除く。）については10分の6の割合

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を定めるものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金）

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上（「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の1に定める工事又は令第86条に規定する調査を受けた者については10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでな

い。

- 2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これを保管金提出書（様式第4号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書（様式第5号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 4 第3条第8項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。
- 5 第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約保証金の返還）

第13条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第6号）（有価証券を提出した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第7号））により返還するものとする。

なお、この場合利息は付さないものとする。

（契約書等の提出）

第14条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前VE方式の対象工事で、落札者がVE提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

- 2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合には、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要のない旨指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

（業務等完了保証人）

第15条 落札者は、測量・建設コンサルタント等業務及び製造（以下「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自らの業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務の地域的特性等により、第1号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相指名業者」という。）以外にない場合にあつては、第1号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。

（1）当該業務等の請負契約について、農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領第31条に

規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

(2) 相指名業者以外の者であること

3 第1項の保証人の選定については、契約担当官等の承認を得なければならない。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第17条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この心得は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年7月15日から施行する。

様式第1号（第4条）

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
水産庁長官

殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

(代理人)

氏 名

㊞

¥

ただし

の代金

上記のとおり、入札心得、指名通知書記載事項及び現場説明事項を承知の上入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。
- 3 代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

様式第2号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

使用印鑑
⑩

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 平成 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

登録印

支出負担行為担当官
水産庁長官

殿

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。

様式第3号（第4条の2）

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
水産庁長官

殿

(入札者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

(代理人)

氏 名

㊞

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。
- 2 代理人による入札者の場合は、入札者の㊞は不要とする。

様式第4号（第3条、第12条）

保管金提出書

番号	平成 年度第 号
----	----------

提出の事由

歳入歳出外現金出納官吏
水産庁漁政部漁政課課長補佐（会計班担当）

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印鑑

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 _____

工事名 _____

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。
- 2 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第5号（第3条、第12条）

保管有価証券提出書

番号	平成 年度第 号
----	----------

提出の事由

有価証券取扱主任官
水産庁漁政部漁政課課長補佐（会計班担当）

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印鑑

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番号	

工事名 _____

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。
- 2 保管有価証券の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第6号（第3条、第13条）

保 管 金 払 渡 請 求 書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏
水産庁漁政部漁政課課長補佐（会計班担当）

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印鑑

上記の事由により、下記保管金を下記振込先に振り込んで下さい。

金 _____

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振 込 先

_____ 銀行 _____ 支店

口 座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義 _____

支店番号 _____ 口座番号 _____

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。
- 2 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第7号（第3条、第13条）

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 平成 年 月 日
及び番号 平成 年度 第 号

払渡請求理由

有価証券取扱主任官
水産庁漁政部漁政課課長補佐（会計班担当）

殿

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官
水産庁漁政部漁政課課長補佐（会計班担当）

殿

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

上記の証券払渡の証書領収しました。

証券名称	枚数	総額面	内 訳			備考
			額面	回記号	番号	

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とし、縦長に使用すること。
- 2 保管有価証券の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第 8 号（第 4 条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1） 暴力的な要求行為を行う者

（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別添 1 電子入札における一般競争の競争参加資格確認申請書画面

CALS/EG - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(O) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り メディア 履歴 メール 印刷 編集 ディスカッション

発注者シンボルマーク

2003年02月14日 15時00分 CALS/EG 公共調達電子入札シ

入札情報サービス 電子入札システム 公開機能 質問回答

2003年10月08日

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
 関東地方整備局長
 関東 雅夫 殿

下記の調達案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 調達案件番号 002008302020030027
 2. 調達案件名称 A地区共同溝工事
 3. 履行期限 2004.03.31

(提出者)

JV参加 厂	
企業ID	0100000001030006
企業名称	〇〇建設株式会社
企業体名称	
JV参加チェックの場合のみ有効	
企業郵便番号	000-0001
企業住所	東京都千代田区七番町2丁目3番地
部署名	土木事業部
代表者氏名	山〇 太郎
代表電話番号	03-0001-0001
代表FAX	03-0001-0002
代表E-Mail	kigyomail@xxx.co.jp
連絡先名称	千葉支店
連絡先氏名	認証 次郎
連絡先住所	千葉県習志野市××町3丁目122番地
連絡先電話番号	047-456-0000
連絡先E-Mail	jiro@marumaru.co.jp

別添 2 電子入札における入札書提出画面

農林水産省 電子入札システム - Microsoft Internet Explorer

2009年02月07日 15時44分 農林水産省 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 説明要求

入札書

発注者名称	関東農政局
調達案件番号	001808300220020010
調達案件名称	川口農業水利事業
執行回数	1回目
締切日時	平成15年02月07日 17時00分
入札金額 (入力欄)	(表示欄)
<input type="text" value="100000000"/>	円(税抜き)
	100,000,000 円(税抜き)
	1億 円(税抜き)

内訳書

※ 添付資料の送付可能サイズは1MB以内です。
 ファイルの選択は1行毎に行ってください。
 尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行ってください。

企業ID	10000000000000030
企業名称	鈴木建設(株)
代表者氏名	鈴木太郎
<連絡先>	
連絡先名称	<input type="text" value="契約課"/>
氏名	<input type="text" value="鈴木二郎"/>
住所	<input type="text" value="東京都新宿区西新宿1-1-2"/>
電話番号	<input type="text" value="03-3333-1113"/>
E-Mail	<input type="text" value="renraku@suzuki.com"/>

別添3 電子入札における入札辞退画面

農林水産省 電子入札システム - Microsoft Internet Explorer

2003年02月07日 15時54分 農林水産省 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 説明要求

調達案件検索
調達案件一覧
入札状況一覧

辞退届

発注者名称	関東農政局
調達案件番号	001808300220020010
調達案件名称	川口農業水利事業
執行回数	1回目
締切日時	平成15年02月07日 17時00分
企業ID	10000000000000029
企業名称	佐藤建設(株)
代表者氏名	佐藤太郎
<連絡先>	
連絡先名称	契約課
氏名	佐藤二郎
住所	東京都新宿区西新宿2-2-3
電話番号	03-3333-2226
E-Mail	renraku@sato.com

提出内容確認 戻る